

聖籠町告示第二号

聖籠町農地集積協力金交付要綱を次のように定める。

平成二十五年一月二十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

(趣旨)

第一条 この告示は、戸別所得補償經營安定推進事業実施要綱（平成二十四年二月八日付け二十三経営二九五五号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく農地集積協力金（以下「協力金」という。）の交付について、実施要綱、新潟県補助金等交付規則及び新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱に定めるもののか、必要な事項を定めるものとする。

(交付要件等)

第二条 町長は、実施要綱に定める要件を満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で協力金を交付する。

2 交付対象者への交付金額は、実施要綱に定める町への配分単価と同額の交付単価により、交付対象者の交付申請面積に応じて算定される額とする。

(交付の手続)

第三条 協力金の交付を受けようとする者は、実施要綱で定める協力金交付申請書を作成し、別に定める期日までに、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請の内容の適否を審査し、当該申請に係る協力金を交付すべきものと認めたときは、速やかに協力金の交付の決定を行い、別記様式により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第四条 町長は、実施要綱で定める返還事由に相当する事実が確認されたときは、協力金の交付を受けた者に協力金の返還を命ずるものとする。

2 前項の場合において、協力金の交付を受けた者から協力金の返還があつたときは、町長は、速やかに当該協力金を新潟県に返還するものとする。

(状況調査等)

第五条 町長は、実施要綱の事業として適切に実施されたかどうか及び実施要綱で定める交付要件並びに協力金交付申請書に記載された誓約事項が遵守されているかを確認するため、協力金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又は現地への立入調査を行うことができる。

(その他)

第六条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

第 年 月 日
号

年度農地集積協力金交付決定通知書

様

聖籠町長

戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営2955号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別記2の第2の2の(1)の規定に基づき、下記のとおり協力金を交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定の内容

協力金の種類	交付決定額(円)
実施要綱別記2の第2の2の(1)に基づく協力金 (経営転換協力金)	
実施要綱別記2の第2の2の(1)に基づく協力金 (分散錯圏解消協力金)	

2 協力金の入金予定日
年 月 日

